

11月12～25日は 女性に対する暴力をなくす 運動期間です

相手がいると、「怖い」と感じたり
「緊張」したりしていませんか？

暴力とは

【身体的なもの】
殴ったり蹴ったりするなどといったもの

【精神的なもの】
心無い言動などにより、相手の心を傷つけるもの

【性的なもの】
嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの
※たとえ配偶者間で行われたとしても処罰の対象になることもあります。

被害者に与える影響

被害者は暴力により、ケガなどの身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD (post-traumatic stress disorder: 心的外傷後ストレス障害) に陥るなど、精神的な影響を受けることもあります。

過去の体験を連想させるようなことがあると、「その時」と同じような恐怖などの感情や感覚がよみがえってきて、さまざまな反応を引き起こすフラッシュバックなどの症状が現れたりします。

子どもに与える影響

暴力を目撃したことによって、子どもにさまざまな心身の症状が表れることもあります。また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。



相談してください
相手との関係を「つらい」「何かおかしい」と感じる場合や「とりあえず逃げたい」「家族や友人の中に心配な人がある」という場合は、一度ご相談ください。

相談機関名		電話番号	相談時間など
配偶者暴力相談支援センター	広島県西部こども家庭センター	082 - 254 - 0391 休日夜間電話相談 082 - 254 - 0399	月～金 10時～17時 月～金 17時～20時 土日祝 10時～17時
	広島県北部こども家庭センター	0824 - 63 - 5181 (代)内線2313	月～金 10時～17時
庄原警察署		0824 - 72 - 0110	24時間
庄原市役所 (専用ダイヤル)		0824 - 73 - 1243	月～金 9時～17時

プライバシーは固く守られます。

問い合わせ (家庭児童相談員)
児童福祉課 あんしん支援係
0824・73・0051